平成２１年（フ）第３３８号
岡山市南区中畦1134番地
債務者　梶田　茂秀
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６２号
岡山市南区泉田52番地３　グランデュール芳泉202号
債務者　槌田　一枝（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１８号
岡山市東区瀬戸町瀬戸140番地５
債務者　久保　典男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時10分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５４６号
岡山県備前市友延958番地　松原住宅35号
債務者　西別府あつ子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５１号
岡山市中区清水532番地20　コーポ千代203
債務者　小川とも子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１号
長野県佐久市新子田1697番地１　グリーンコートＡ棟11、前住所長野県佐久市岩村田477番地
債務者　森泉　　寛
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１２２号
長野県小諸市南町３丁目５番20号　ハイブリッジ城東206、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3557番地７　ル・カシマＡ―105号
債務者　高橋　興志
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１２３号
長野県小諸市南町３丁目５番20号　ハイブリッジ城東206、前住所長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3557番地７　ル・カシマＡ―105号
債務者　高橋美千子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月11日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２７３号
広島県福山市新涯町１丁目22―９　都ヴィレッヂ新涯301号室、旧住所広島県福山市西町１丁目７番15―906号　朝日プラザステーションコア福山西町
債務者　開原琢雄こと　開原　拓郎
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月13日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４５０号
青森県東津軽郡平内町大字中野字堤ケ沢８番地16
債務者　本堂　優子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８５２８号
東京都板橋区高島平５丁目23―７　第３光コーポ103
債務者　永原二三男
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７９０号
東京都八王子市泉町682番地１八王子泉町住宅３―502号
債務者　漆原早矢香（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７９３号
東京都豊島区巣鴨３丁目７番20号三石ビル305号
債務者　小林　晃子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８１４号
東京都東大和市南街２丁目１番地の７山大ビル306号
債務者　佐藤　雄治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８２２号
東京都葛飾区東堀切３丁目15番16号レオパレス中居103
債務者　武富　政治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月５日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部